

# **石鎚山系エコツーリズム推進全体構想**

## **(第2版)**

**令和4年3月**

**愛媛県石鎚山系エコツーリズム推進協議会**

**(西条市・久万高原町)**

## 目 次

1 石鎚山系エコツーリズムを推進する地域 .....	1
(1) 推進の目的及び方針 .....	1
(2) 推進する地域 .....	6
2 対象となる自然観光資源 .....	8
3 石鎚山系エコツーリズムの実施の方法 .....	17
(1) ルール .....	17
(2) 案内（ガイダンス）及びプログラム .....	24
(3) 自然観光資源のモニタリング及び評価 .....	27
(4) その他 .....	29
4 自然観光資源の保護及び育成 .....	32
(1) 特定自然観光資源 .....	32
(2) その他の自然観光資源 .....	32
5 協議会の参加主体 .....	33
(1) 協議会に参加する者の名称、その役割分担 .....	33
6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項 .....	35
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発 .....	35
(2) 他の法令や計画との関係及び整合 .....	36
(3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和 .....	42
(4) 地域の生活や慣習への配慮 .....	42
(5) 安全管理 .....	42
(6) 全体構想の公表 .....	43
(7) 全体構想の見直し .....	43

# 1 石鎚山系エコツーリズムを推進する地域

## (1) 推進の目的及び方針

### 1) 推進の背景と目的

石鎚山系は、西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心に、愛媛県と高知県の県境に沿って、東西約 50km に及ぶ山域です。標高 1,500m 以上の山が 20 以上も鎮座し、連峰をなして太平洋側と瀬戸内海側の気候を隔てています。また、急峻な地形から、手つかずの自然が多く残っているほか、暖温帯から亜寒帯まで幅広い垂直分布を有し、西日本有数の自然の宝庫でもあります。

石鎚山を行政区画に含む西条市と久万高原町は、石鎚山系の偉大な自然と石鎚からの恵みを有し、さらに、関連する歴史・文化に裏付けされて、県内はもとより、近県からも観光客や信者を集めてまいりました。しかし、隣り合う市町でありながら、協議会設立までは連携しての情報発信等がほとんどなく、個々の取組みに終始していました。

当山系においては、道路事情の改善によって松山市等の市街地から 1 ~ 2 時間で比較的手ごろに変化に富んだ自然が楽しめることから、遠足やトレッキング、スキーなど様々な目的の観光客が訪れます。その多くが自然に負荷を与える一方で、地域や住民とほとんど関わりを持つことなく帰ってしまう状況が続いてきました。さらに、標高約 1,400m までの山間部では、杉や檜の産地として林業を主な産業としてきましたが、木材価格の低迷によって森林の管理が手薄になり、山間部での人口減少と高齢化が進み、地域の活力が低下しています。

一方、日本国内や世界に目を向ければ、地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題が年々拡大し、SDGs の推進や、2050 年までに温室効果ガスの排出をゼロにする（カーボンニュートラル）脱炭素社会の実現を目指す宣言がされるなど、以前より環境問題に关心を持つ人が増えているのも事実です。非常に大きな問題ではありますが、人類の経済活動に起因していることから、私たち一人ひとりが意識して、身近なところから自然にやさしい取組みを心がけ、後世にふるさとの宝である豊かな自然を残し、引き継いでいく必要があります。

さらに、これから日本全体が人口減少時代を迎えると予測されるなかで、地域が活力を維持していくためには、住民の生活を支える糧を確保するとともに、住民自らが地域や暮らしに誇りと愛着を持ちながら住み続けたい地域を作り、その魅力を高めて発信し、外部の人が訪れてみたい地域としていくことで、地域振興につなげることが必要とされています。また、人々の価値観が、物の豊かさよりも心の豊かさを重視するように変化し、観光においても、団体で名所

旧跡を巡る旅行から、個人や家族単位による体験や交流を中心とした心の豊かさを感じることのできる観光へとシフトしています。

このように、取り巻く環境や人々のライフスタイル、価値観が変化するなか、個性を活かした魅力的な地域づくり、心の豊かさを感じる暮らしや観光の振興などが求められています。西条市及び久万高原町では、地域のシンボルであり貴重な財産である石鎚山系の自然を保全し、その自然に育まれてきた文化を継承しながら、これらを有効に活用することにより、多くの人に自然との触れ合いを通じた心の豊かさと感動を得る旅（体験・機会）を提供するとともに、この取組みを通して地域の魅力と活力創出を図ることを目的として、エコツーリズムを推進します。

## 2) 推進に当たっての現状と課題

西条市・久万高原町では、愛媛県がエコツーリズムを推進する流れのなか、市町連携施策にも合致して、平成24年度に石鎚に関係する様々な機関・団体で連絡会を立ち上げて意見交換や情報共有を図り、平成25年度には連絡会を拡充・強化する形で協議会を設立しました。これまで、モデルプログラムの作成やモニターツアーの実施・分析、また、県外への情報発信や人材育成などにも取り組んでまいりました。その結果、様々な関係団体間のネットワークが形成され、いろいろな場面で連携した取組みが実施されているほか、E-BIKE等を活用した新たなエコツアー商品が造成され、エコツアー参加者数も協議会設立当初に比べ30倍を超えるなど、取組みに広がりが見られるようになっています。

これまでの取組みを踏まえ、今後のエコツーリズム推進における主な課題を次に示します。

### ① より多くの人にエコツアーに参加してもらい、自然保護意識の高揚と普及を図る仕組みの構築

石鎚山系の豊富な自然とこれを取り巻く歴史・文化を活かしたエコツアーを数多く提供し、多くの人に体験してもらうことによって、自然保護意識の高揚と普及を図る必要があります。県内外への情報発信とともに、松山市内・道後温泉等の主要な宿泊施設や西条市、久万高原町の交流施設等にエコツアー紹介コーナー等を設けるなど目に触れる機会を増やし、協議会ホームページから手軽に申し込める仕組みを構築することにより、他の目的で県内を訪れた観光客の滞在時間を延ばすなどの工夫も必要です。また、大手旅行社等外部組織との協働による「誘客のベースづくり」にも注力することで、安定した集客につなげることも大切です。

自然と触れ合い、大切さを認識する機会を増やすことにより、自然保護意識を高めていくのがねらいですが、一方で、特定の場所に過大に集中することは自然環境に負荷をかけてしまうおそれがあるほか、登山マナーの啓発やトイレの維持管理、登山道等の修復や案内・解説パネルの設置に要する資金の確保、外来種や鳥獣害対策など、様々な課題があります。

## ② より多様で魅力的なエコツアープログラムの造成と参加者の満足度を高める工夫

石鎚山系のエコツーリズムを発展させながら継続していくためには、多様な興味や関心を持った参加者のニーズを満たしながら、参加者の満足度の高いエコツアーを実施し、新規顧客の獲得とともにリピーターを増やしていくことが必要です。

そのためには、トレッキングだけではなく、キャニオニング等のウォーターアクティビティ、星空ウォッチング、スノーシュートレッキング、麓でのサイクリング、E-BIKEなど、様々なエリアで年間を通じたアクティビティを創設することによる場所とシーズンの分散化でフィールドインパクトを高めない工夫も必要です。

また、参加者の満足度の高いツアーを実施していくために、年代別、ニーズ別に豊富なコンテンツを取りそろえるほか、エコツアーの核となるガイド人材の育成と更なる質の向上（スキルアップ）が重要です。

## ③ エコツーリズムを普及・定着させ、持続的に地域振興につなげる取組み

一部の関係者だけでなく、より多くの地域住民が主体となって企画・実施するのが望ましい状態です。そのためには、地元の住民にも参加してもらい、内容や魅力を理解してもらう必要があると考えています。

なお、継続して実施していくためには、環境問題など一度発生すると将来致命的な問題となるネガティブ・インパクトに着目しながら持続可能な観光産業を実現する視点が重要であるほか、実施する関係者や地元に収益が上がる仕組みを構築することが肝要であるため、ツアー価格に転嫁できるガイドの育成を図るとともに、地域が有する文化や食を掘り起し、さらには磨きをかけ、エコツアーと結び付けて地域への波及効果を促すことが課題であるほか、常に関係者間で問題点を共有し、改善を図っていくことも必要です。

### 3) 推進の基本的な方針

前述したエコツーリズム推進の目的に基づき、西条市・久万高原町では、石鎚山系エコツーリズムの推進によって目指す地域の姿を、

## 自然と人との触れ合いで、後世につながる魅力ある地域

とします。また、これを実現するために次の3つの基本方針に基づいて事業を推進していきます。

### <基本方針1>

ふるさとの宝“石鎚”の自然と文化を後世に残し、  
その魅力を発信していくこと

### <基本方針2>

自然との触れ合い、人との交流により  
感動を得る旅（体験・機会）を提供すること

### <基本方針3>

地域を取り巻くみんなの連携により、地域が  
活力を維持できる仕組みを構築すること

さらに、当地域が有する利点を効果的に活かすため、エコツアーを企画・実施する際の要点として、次のとおり「5つの推進ポイント」を設定します。

## 石鎚山系エコツーリズムにおける5つの推進ポイント

### ポイント1 石鎚山系が有する生物多様性の魅力を活用する

石鎚山系は、急峻な地形から、手つかずの自然が多く残っているほか、暖温帯から亜寒帯まで幅広い垂直分布を有し、固有種をはじめ、さまざまな動植物が生息・生育する西日本有数の自然の宝庫であることから、適切な保護に努めながら、これらの野生生物の魅力を多くの人に幅広くアピールし、エコツーリズムに活かします。

### ポイント2 源流から下流までの水の恵みを活用する

石鎚山系は、下流域に大きな恩恵をもたらしています。西条平野と周桑平野には、“うちぬき”と呼ばれる自噴井戸が約3,000か所もあると言われており、この水自体が魅力の一つです。

また、加茂川上流域で見られる青石や面河渓等の奇岩、さらには、この渓流の自然に触れ、楽しむ機会をエコツーリズムに活かします。

### ポイント3 石鎚山系から育まれた文化を活用する

石鎚山は、約1,300年前に役小角（えんのおづぬ）という修験者によって開かれたという霊山であり、日本七霊山にも数えられ、毎年、7月1日から10日のお山開き期間中には、全国各地から多くの登拝者が訪れます。

また、この小角の石鎚開山の心願が叶った故事に倣い、「成就社」と称される中宮が建立され、不屈の精神を培い、物事の成就を祈り、またその願い事を叶える社として、縁起が良く、パワースポットとしての魅力も秘めています。

さらには、弘法大師も青年時代に石鎚山で修業したと言われており、これらのことから、山岳信仰を中心として、四国遍路などにより育まれた“おもてなし”の気風を含めた文化も資源としてエコツーリズムに活用します。

### ポイント4 この取組みを通じて自然保護意識を広く波及させる

石鎚山系のエコツーリズムは、愛媛県下では先駆的な取組みであり、この取組みと自然保護意識を県下に波及させることは、課せられた重要な役割として

おり、当地域でのエコツーリズム推進体制等をモデルとして、県内他地域での普及を進めていきます。

また、このためには、石鎚山系での取組みを多くの方に知っていただき、体験していただく必要があることから、更なる情報発信にも努めます。

## ポイント5 地域が潤う仕組みを生み出す

石鎚山系から育まれた食材やその食材を生かした料理やお土産などの掘り起し、創出にも努め、エコツーリズムに関わる人を増やし、このことによって地域が潤う仕組みを生み出し、エコツーリズムによる持続的な循環を目指します。

また、道後温泉等の近隣宿泊施設や大手旅行会社等とも連携し、様々な旅行ニーズを取り込んで滞在期間を延ばす工夫をし、当該地域だけでなく、近隣地域も相互に潤う仕組みづくりにも取り組みます。

さらに、これらの取組みにより、観光産業における収益事業の新たな柱となるようなモデル形成を目指します。

## (2) 推進する地域

### 1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

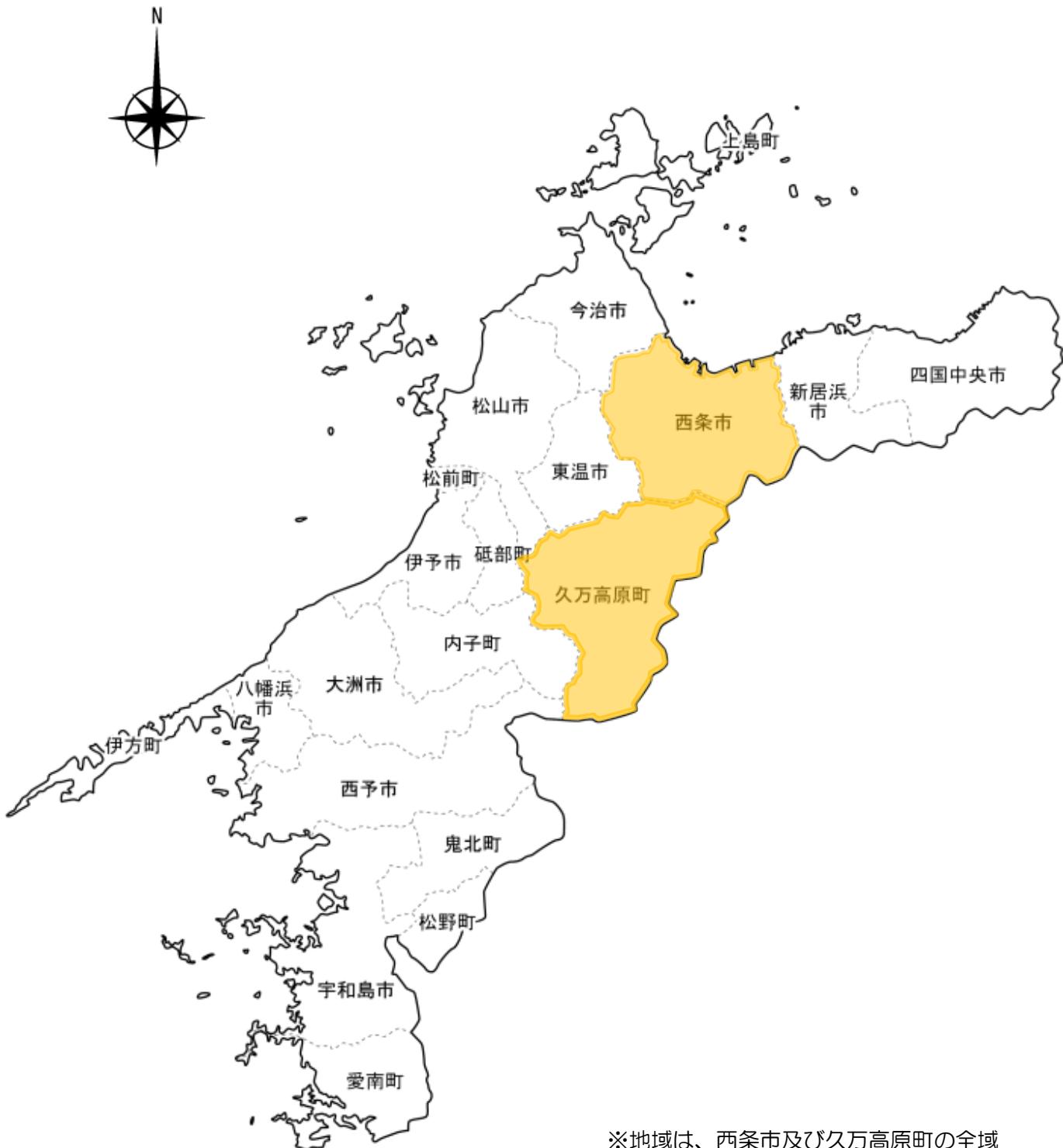
石鎚山系エコツーリズムを推進する地域は、西条市、久万高原町の全域とします。

石鎚山系は、前述のように西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心に、愛媛県と高知県の県境に沿って、東西約 50kmに及んでおり、広い意味では2県7市町村に跨ります。一方、狭義では、石鎚国定公園と付属する山岳地域のみを石鎚山系と捉えることもできます。

ここでは、協議会を構成する石鎚山を行政区域に含む西条市と久万高原町を対象とし、石鎚の恵みを享受する山麓地域等も含めて、両市町の住民が一体的にエコツーリズムに取り組んでいくことが効果的であることから、両市町の全域を推進する地域に設定します。

石鎚山系エコツーリズム推進全体構想

推進地域図



## 2 対象となる自然観光資源

エコツーリズム推進法において、「自然観光資源について、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」と「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」と定義されており、自然観光資源は、自然環境のみでなく、風俗慣習や生活文化も含む有形・無形のものが対象となっています。

この定義に基づき、石鎚山系エコツーリズムでは、西条市と久万高原町の全域を推進する地域に設定し、地域に内在する自然や文化を広く対象としますが、このように多くの資源の中から、エコツーリズムの対象となる主なものを自然観光資源として整理します。

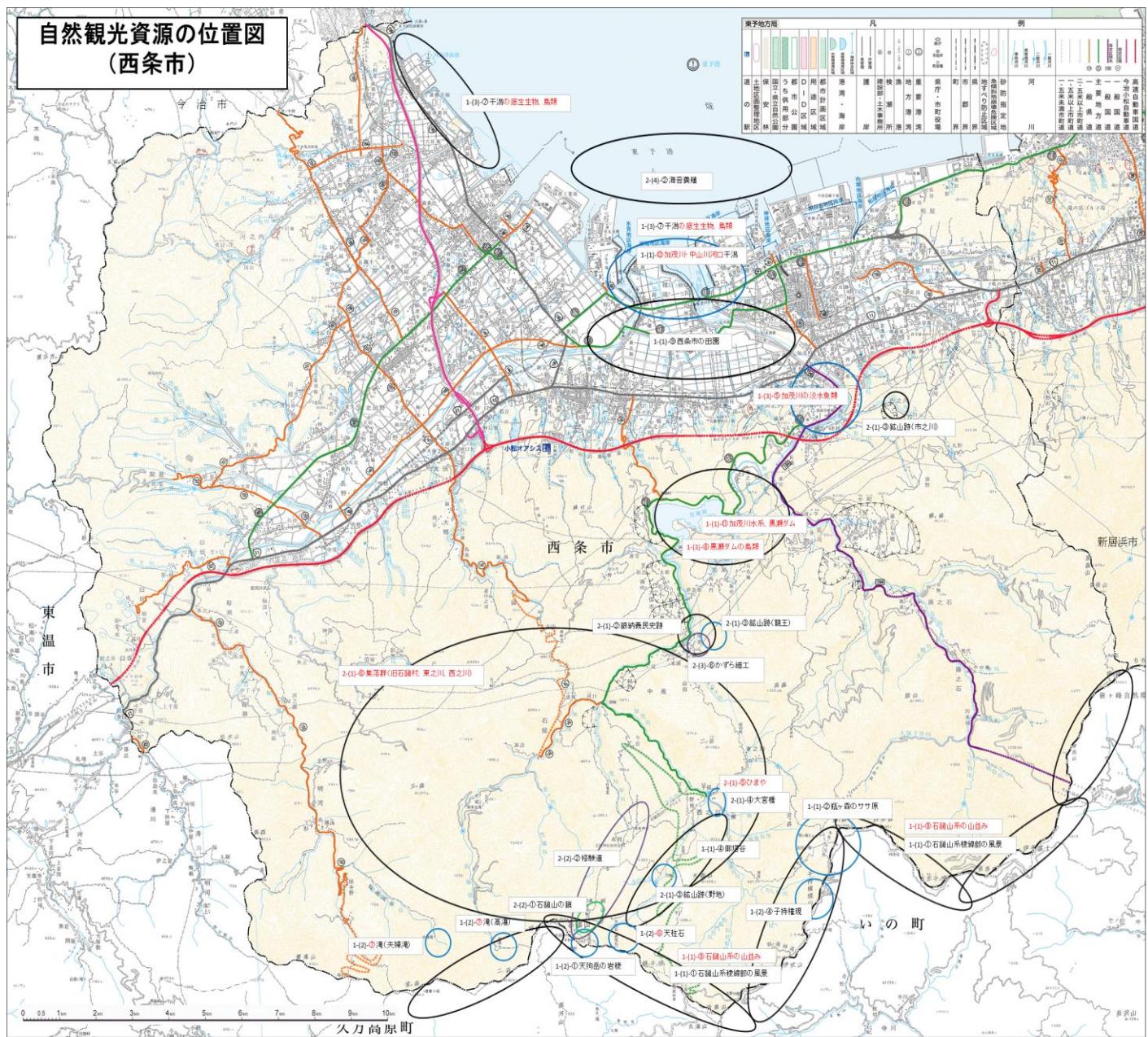
なお、自然観光資源は、以下の通り分類します。

対象となる自然観光資源の分類

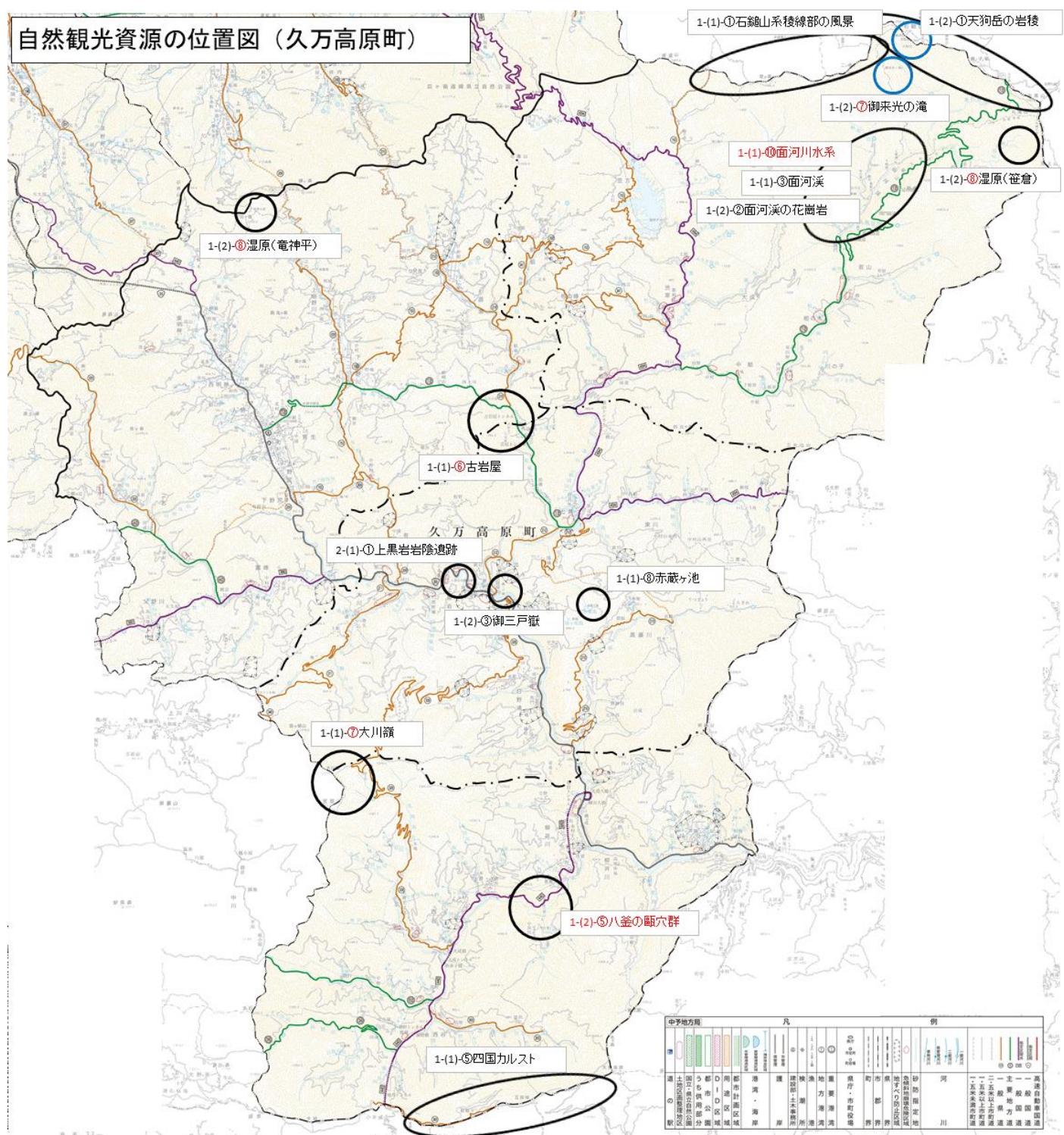
大分類	中分類	小分類
1 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	(1) 自然景観	①石鎚山系稜線部の風景 ②瓶ヶ森のササ原 ③面河渓 ④御塔谷 ⑤四国カルスト ⑥古岩屋 ⑦大川嶺 ⑧赤蔵ヶ池 ⑨西条市の田園と石鎚山系の山並み ⑩面河川水系 ⑪加茂川水系、黒瀬ダム ⑫加茂川・中山川河口干潟
	(2) 地形・地質	①天狗岳の岩稜 ②面河渓の花崗岩 ③御三戸嶽 ④子持ち権現(岩塔) ⑤八釜の甌穴群 ⑥天柱石(岩塔) ⑦滝(高瀑・御来光の滝・夫婦滝) ⑧湿原(龍神平、笹倉)
	(3) 動植物	①亜高山帯の動植物 ②冷温帯の動植物 ③暖温帯の動植物 ④巨樹 ⑤加茂川の淡水魚類 ⑥黒瀬ダムの鳥類 ⑦干潟の底生生物、鳥類
2 自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの	(1) 史跡	①上黒岩陰遺跡 ②銀納義民史跡 ③鉱山跡(野地・龍王・市之川) ④大宮橋(土木遺産) ⑤ひまや ⑥集落跡(旧石鎚村、東之川、西之川)
	(2) 伝統文化	①石鎚山の鎖 ②修驗道

大分類	中分類	小分類
2 自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの	(3) 生活文化	①茶摘み ②こんにゃくづくり ③山菜採り ④染物 ⑤炭焼き ⑥かずら細工 ⑦鮎漁（友釣り、さで網、引網） ⑧黒茶
	(4) 伝統的な産業	①林業 ②海苔養殖

なお、自然観光資源のうち、自然環境の保全等に重要な問題が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。



## 自然観光資源の位置図（久万高原町）



## 石鎚山系エコツーリズムの自然観光資源

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	自然景観	石鎚山系稜線部の風景	西条市・久万高原町	森林限界に達していないが森林を欠き、ササに覆われた稜線の風景が広がっています。	利用者は登山道以外の場所に立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。
		瓶ヶ森のササ原	西条市	森林限界に達していないが森林を欠き、白骨樹やササに覆われた稜線の風景が広がり、石鎚山を望めます。	利用者は登山道以外の場所に立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。
		面河渓	久万高原町若山	花崗岩からなる渓谷が美しく、新緑や紅葉も楽しめる。	利用者は登山道以外の場所に立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。また、苔などで滑りやすいので歩行に注意が必要です。
		おとうだに御塔谷	西条市西之川	奇岩天柱石 <small>てんちゅうせき</small> がある渓谷で、紅葉が美しい。	現地までの歩行距離が長く、道も荒れていることから上級者向けです。利用者は登山道以外の場所に立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。また、登山道の維持管理や標識の整備も課題です。
		四国カルスト	久万高原町西谷	標高 1,000mから 1,500mにかけて石灰岩のなだらかな地形が広がり、牛が放牧されています。牧歌的な風景のほか四国山地が一望でき、晴れた日には遠く太平洋も望むことができます。	アクセス道路が狭く、通行時には注意が必要です。また、酪農への配慮も必要です。
	古岩屋	久万高原町直瀬		礫岩からなる円錐状の峰が 20 余り連なる特異な景観を有しています。	落石に注意する必要があります。

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物の生息地又は生育地その他他の自然環境に係るもの	自然景観	大川嶺	久万高原町 日野浦	なだらかな台地状の山容を呈し、稜線沿いは笹原であり、春の新緑、初夏のミツバツツジの群生、秋のススキなど、四季折々の風景が美しく、また付近にはブナやミズナラの原生林もあります。	利用者は登山道以外の場所に立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。
		赤藏ヶ池	久万高原町 黒藤川	妖怪「鶴」が棲んでいたとの伝説が残る池で、希少な昆虫類が生息しています。	昆虫類の生息地の保護に配慮が必要です。
		西条市の田園と石鎚山系の山並み	西条市平野部	広い水田地帯から直線状に並ぶ山裾と石鎚山系の山並みを見ることができます。	農業者への配慮が必要です。
		面河川水系	久万高原町	石鎚山系を源流に仁淀川となり太平洋に注ぎます。	釣りのために外来種を放流しないことが必要です。
		加茂川水系、黒瀬ダム	西条市	石鎚山系を源流に瀬戸内海に注ぎます。	釣りのために外来種を放流しないことが必要です。
	地形・地質	加茂川・中山川 河口干潟	西条市沿岸部	多様な干潟が連続し、多くの底生生物の生息地となっています。	開発行為や過度な採集への配慮が必要です。
		天狗岳の岩稜	西条市・久万高原町	切り立った特徴的な山容で亜高山性の植生が存在する極めて貴重なエリアです。	登山者の踏みつけによる土壤の侵食が生じつつあり、ルートや入山者の制限を検討する必要があります。
		面河渓の花崗岩	久万高原町 若山	地質から石鎚山の成り立ちを知ることができます。	解説パネルがあれば、案内がより効果的と思われます。また、面河山岳博物館との連携も有効と思われます。

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	地形・地質	御三戸嶽 <small>みみどりだけ</small>	久万高原町上黒岩	「軍艦岩」の別名を持つ大きな石灰石の奇岩で景観が優れています。	解説パネルがあれば、案内がより効果的と思われます。
		子持ち権現(岩塔)	西条市西之川	礫岩の岩塔であり、複雑な石鎚山の成り立ちの一端を見ることができます。	鎖が老朽化しており、また、非常に急峻であることから、上級者向けの場所です。
		八釜の甌穴群 <small>やかま おうけつぐん</small>	久万高原町柳井川	柳谷渓谷に大小 35 個の甌穴が密接しており、国指定の特別天然記念物となっています。	定期的な遊歩道の整備が必要です。
		天柱石 (岩塔)	西条市西之川	30m程度の天を突くような巨石で、江戸時代には名所とされたようです。	現地までの歩行距離が長く、道も荒れていることから上級者向けの場所です。
		滝 (高瀑・御来光の滝・夫婦滝) <small>たかたる おうこうのかだら</small>	西条市・久万高原町	多くの滝が存在する石鎚山系において、高瀑は 132m、御来光の滝は 102 m、夫婦滝は雌雄 20m と 25m の高さを有する大きな滝です。	登山道や案内板が朽ちており、上級者向けの場所です。
		湿原 (竜神平・笹倉) <small>さざなわ</small>	久万高原町上畠野川・若山	標高の高い場所にあり、特徴的な植物群落が形成されています。	特に笹倉湿原は、湿地内へ立ち入らないようにする必要があります。
	動植物	亜高山帯の動植物	西条市・久万高原町 (標高 1,700 m から 1,900m)	寒冷な気候下で生育する種が見られ、石鎚山系固有の種があります。	採集や撮影目的での踏みつけをしないよう、登山道以外へ立ち入らないことが重要です。

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	冷温帶の動植物	西条市・久万高原町（標高1,400 m から1,700m）		林床にはササが茂り、ヒメシャラやミズナラが混生し、多くの森林性生物が生息しています。尾根や岩場にはアケボノツツジが生育しています。	登山道以外へ立ち入らず、地域外の動植物を持ち込まないことが重要です。
	暖温帶の動植物	西条市・久万高原町（標高100 m から1,400m）		渓流沿いや崖に照葉樹林があり、多くの森林性生物が生息しています。	開発行為の際に配慮が必要です。
	巨樹	西条市・久万高原町の各所に点在		おおなる 大成のカツラ、いぶし猪伏のトチなどのほか、石鎚山系にブナ、ミズナラ、トチなどの巨樹があります。	多くの人が訪れる場所では、根際や周囲を踏みつけないよう配慮が必要です。
	加茂川の淡水魚類	西条市		絶滅に瀕しているカジカ中卵型が生息しています。	開発行為の際に配慮が必要です。
	黒瀬ダムの鳥類	西条市		トモエガモをはじめ、冬期に多くのカモ類が渡来します。	解説パネルがあれば、案内がより効果的と思われます。
	干潟の底生生物、鳥類	西条市沿岸部		多くの希少な底生生物が生息し、シギ・チドリ類やカモ類が渡来します。	開発行為の際に配慮が必要です。

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの	史跡	上黒岩岩陰遺跡	久万高原町上黒岩	縄文草創期から後期にわたる複合遺跡で、国指定の史跡となっており、土器、矢じり、石器類などの出土物が考古館に保存・陳列されています。	資料の保存に努めるとともに展示施設のさらなる活用が必要と思われます。
		銀納義民史跡	西条市大保木 <small>おおふき</small>	江戸時代に年貢の銀納嘆願により処刑された工藤治兵衛の遺徳を偲ぶ史跡があります。	ルートマップがあれば、案内がより効果的と思われます。
		鉱山跡 (野地・龍王・市之川)	西条市大保木・市之川	石鎚山系には多くの銅鉱山が存在しましたが、特に市之川鉱山は、巨大な輝安鉱の単結晶を産出したことで世界的に有名です。	市之川鉱山跡は見学者が訪れます、道路や見学施設に課題があります。その他の鉱山跡はガイドによる案内が必要です。
		大宮橋（土木遺産）	西条市西之川	コンクリート製の橋梁で、土木遺産に指定されています。	解説パネルがあれば、案内がより効果的と思われます。
		ひまや	西条市西之川	女性が月経時や出産時に過ごした建物があり、市指定文化財となっています。	老朽化しており保存が課題となっています。
	伝統文化	集落跡（旧石鎚村、東之川、西之川）	西条市小松町、石鎚、東之川、西之川	無人化した集落に多くの石組みや住居跡が残されています。	定期的な石垣や歩道の整備が必要です。
		石鎚山の鎖	西条市	全国的にも珍しい巨大な鎖が掛けられた鎖場が4ヵ所あります。	安全性の確保が課題となっています。
		修驗道	西条市	山岳信仰である石鎚の修驗道が、前神寺、極楽寺、石鎚神社により継承されています。	法螺具体験や山岳信仰を説明するツアーが実施されています。

大分類	中分類	小分類	所在地	主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項
自然環境と密接な関係を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係るもの	生活文化	茶摘み	西条市・久万高原町	石鎚黒茶など、自給的に小規模な茶の栽培が行われています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
		こんにゃくづくり	西条市・久万高原町	自給的に小規模なこんにゃくの栽培が行われています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
		山菜採り	西条市・久万高原町	石鎚山系に自生する山菜が自給的に採集されています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
		染物	西条市	石鎚山系に自生する植物を使った染物教室が行われています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
	伝統的な産業	炭焼き	西条市・久万高原町	小規模ながら、土窯による炭焼きが行われています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
		かずら細工	西条市	大保木公民館でかずら細工の活動が続けられています。	石鎚山麓の暮らし体験教室が、石鎚ふれあいの里で開催されています。
		鮎漁 (友釣り、さで網、引網)	西条市・久万高原町	加茂川、久万川では、友釣り、西条市では、さで網や引網という漁法も行われています。	漁協と連携した伝統的な漁法を体験する教室などへの展開の可能性があります。
	伝統的な産業	黒茶	西条市小松町	西条市小松町石鎚地区で古くから作られてきた二段発酵茶です。国の「記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財」に選ばれています。	古くからの生産地では途絶えましたが、3つのグループが製造を引き継ぎ、生産しています。
		林業	西条市・久万高原町	石鎚山系は林業の歴史が長く、卓越した林業技術を持つ方がいます。	森林組合と連携した体験教室などへの展開の可能性があります。
		海苔養殖	西条市沿岸部	加茂川など河口部の沖合いで海苔の養殖が行われています。	漁協と連携した体験教室などへの展開の可能性があります。

### 3 石鎚山系エコツーリズムの実施の方法

#### (1) ルール

石鎚山系エコツーリズムの基本方針を実現するとともに、地域住民の生活環境や参加者の安全などを確保し、より良いエコツアーを継続していくために、石鎚山系エコツーリズムのルール（地域の取り決め）を設定します。ルールは、石鎚山系エコツーリズム推進協議会やエコツアー実施者、エコツアー参加者が互いに協力しながら守るように努めるものとします。

##### 1) ルールによって保護する対象

ルール（地域の取り決め）によって保護する対象は、エコツーリズムで活用する自然や文化、歴史などの自然観光資源、環境全般のほか、エコツアーの実施にあたって守る必要がある地域住民の生活環境や参加者の安全、参加者の満足度を高めるためのエコツアーの質もルールの対象として設定します。

- A 野生動植物及び野生動植物の生息地・生育地など
- B 史跡、伝統文化など
- C 環境への負荷低減など環境全般
- D 地域住民の生活環境等と地域振興
- E 参加者の安全
- F エコツアーの質

## 2) ルールの内容及び設定理由

保護する対象ごとのルールとその設定理由は次のとおりです。

### A 野生動植物及び野生動植物の生息地・生育地など

- A① 実施者は、在来の野生動植物の捕獲・採取を、有害鳥獣に指定された動物以外は原則として行わないようにし、昆虫や川の生きものなどを観察のために捕獲した場合は観察後に元の場所に戻しましょう。特に、環境省や愛媛県の「レッドデータブック」に記載されている生きものについては、捕獲・採取は行わないように留意しましょう。
- 参加者は、実施者に許可されたもの以外の野生動植物の捕獲・採取は行わないようにしましょう。

#### 【設定理由】

在来の野生動植物は、生態系の一員として相互に関係を持ちながら生息・生育しているため、増えすぎて農林漁業被害を与えて有害鳥獣に指定された動物を除き、希少種のみならず、他の種も保護していく必要があることから、本項目を設定します。

- A② 参加者は、樹木や地層、岩などに傷をつけたり、落書きをしたり、持ち去ったりしないようにしましょう。

実施者は、参加者がこれらの行為をしないように注意を促しましょう。

#### 【設定理由】

自然観光資源を守り、大切にすることは、エコツーリズムの基本姿勢であることから設定します。

- A③ 実施者は、ツアー中に、特に希少性の高い動植物の生息地・生育地は特定できないように配慮をするとともに、希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報は公開や紹介しないようにしましょう。

#### 【設定理由】

希少な動植物などは、多くの人が観察や写真撮影に集まると生息・生育環境が悪化する恐れがあります。また、園芸目的の盗掘や採取、密猟が絶滅の要因

となっているので、希少な動植物の保護のために生息地・生育地の情報管理が必要であることから設定します。

A④ 実施者は、動植物の観察をするツアーでは、野生動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないように観察方法や観察場所を工夫するとともに、参加者に注意を促しましょう。また、影響を考慮して適切なツアー参加人数を設定しましょう。

参加者は実施者の注意を守りましょう。

#### 【設定理由】

例えば、ゲンジボタル、ヘイケボタルは夜間の光が繁殖に悪影響を与える可能性があります。また、巨木をはじめとする植物は、根の踏みつけが生育に悪影響を与える可能性があります。こうした野生動植物への悪影響を防ぐために設定します。

A⑤ 実施者は、野生動物に餌付けをしないようにしましょう。また、その種自らが移動可能な範囲を越えての移動や動植物（特に外来生物）の持ち込みを予防・防止するようにしましょう。

参加者も野生動物への餌やりや動植物の移動、持ち込みをしないようにしましょう。

#### 【設定理由】

野生動物を観察するために餌付けをしたり、野生動物に餌を与えると、動物の行動範囲が変わったり、自分で餌をとらなくなったりします。また、他地域からの動植物（特に外来生物）の導入は、在来種との競合や遺伝子レベルの生物多様性の喪失につながります。このことから、これらを防ぐために設定します。

A⑥ 実施者は、里地・里山での体験で、イタドリやウド、ワラビ、タラノメなどの山菜、ヤマノイモ、タケノコなどを採集する場合には、事前に土地所有者の了解を得ましょう。

#### 【設定理由】

野草や山菜、タケノコは土地所有者の所有物であり、採集に当たっては土地所有者の了解を得る必要があることから設定します。

## B 史跡、伝統文化など

- B① 参加者は、史跡や建物などに傷をつけたり落書きをしたりしないようにしましよう。  
実施者は、参加者がこれらの行為をしないように注意を促しましよう。

### 【設定理由】

資源を守り、大切にすることは、エコツーリズムの基本姿勢であることから設定します。

- B② 実施者、参加者ともに、石鎚山系の伝統文化や地域の生活文化を尊重しましよう。

### 【設定理由】

長い歴史を誇る石鎚の伝統文化はもとより、受け継がれてきた地域の生活文化が保存、伝承されるようにするために設定します。

## C 環境への負荷低減など環境全般

- C① 実施者は、エコツアーでは、極力、地元産品の利用に努めましょう。また、環境への負荷が少ない製品を使用しましょう。

### 【設定理由】

木製品や野菜などの地元産品の使用は、地産地消を促進し、輸送エネルギーや農薬の使用削減、森林管理の促進による二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全など、環境保全につながるとともに、地場産業振興にも役立ちます。また、再利用が可能な食器や環境に配慮した洗剤など、できるだけ環境への負荷が少ない製品を使用することにより、環境を保全するというエコツーリズムの考え方を実践することになるため、本ルールを設定します。

- C② 実施者は、ごみの排出を極力抑えるとともに、参加者にごみを持ち帰るよう指導しましょう。また、山火事防止のため、キャンプ場等の所定の場所以外では火を取り扱わないようにしましょう。

### 【設定理由】

ごみの持ち帰りはごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定します。また、火の取扱いに注意することはもとより、その使用場所を制限することは、山林などの貴重な資源を守るために重要であることから設定します。

## D 地域住民の生活環境等と地域振興

- D① 実施者は、住民の生活の場などで行われるエコツアーの場合は、住民の生活環境や営農環境等を守るために、住宅の敷地や農地などに立ち入る際には事前に目的等を説明し、承諾を得るようにしましょう。  
参加者は、ガイドの案内なく住宅の敷地や農地、登山道以外の林内などに立ち入らないようにしましょう。

### 【設定理由】

地域住民の生活環境や営農環境等を守るために、許可無く住宅の敷地や農地等に立ち入ることがないように設定します。

- D② 実施者は、お土産や食事等、地域にお金が落ちるようなツアーコースの設定を心がけましょう。また、地域住民に参加してもらえるようなエコツアーも検討し、エコツアーへの理解促進を心がけましょう。

### 【設定理由】

エコツーリズムは、地域振興も大きな目的のひとつです。できるだけ地域にお金が落ちる方法を心がけ、エコツアーへの理解促進を図り、地域住民の参加につながるよう留意することが重要であることから設定します。

## E 参加者の安全

- E① 実施者は、保険に加入し、補償内容を参加者に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を明確にし、把握しておきましょう。

### 【設定理由】

事故や急病の際の参加者の安全を確保するとともに、事故の際の実施者の負担を軽減するために設定します。

E② 実施者は、事前に下見を行い、ツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するためのルート変更等を行いましょう。また、ツアー実施前や実施中に、発生する可能性がある危険を参加者に説明して注意を喚起するとともに、必要な資材を準備しておくなど、参加者の安全確保に努めましょう。

参加者は実施者の注意に従って行動しましょう。

#### 【設定理由】

ツアー中の事故を防ぎ、参加者の安全を確保するために設定します。

E③ 実施者は、ツアー中のがけがや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意しましょう。

#### 【設定理由】

参加者がツアー中にけがをしたり虫に刺されたりした際に、応急処置を可能とするために設定します。

E④ 実施者は、ツアー内容に適した服装や持ち物を事前に参加者に知らせましょう。

参加者は、実施者の推奨する服装や持ち物を用意して参加しましょう。

#### 【設定理由】

ツアー中の参加者の安全を確保するためには、服装や持ち物の事前準備も重要なことから設定します。

E⑤ 実施者は、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス等）の感染（予防）対策をしっかりと行いましょう。

参加者は、参加者全員にとって安全・安心なツアーとなるよう、実施者の指示に従いましょう。

#### 【設定理由】

新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス等）の全国（世界）的なまん延等、今後発生しうる感染症等に関して、実施者自身を含めたツアー参加者の（集団）感染を防ぎ、安全・安心なツアーを継続して実施していくために設定します。

## F エコツアーの質

F① 実施者は、当構想に掲げている基本方針や推進ポイントなどに留意した内容とし、石鎚山系ならではのエコツアーを目指しましょう。  
また、実施者は「もてなし」と「気づかい」を心がけましょう。

### 【設定理由】

石鎚山系の自然に配慮した参加者の満足度の高いエコツアーとなるように目指すことから設定します。

また、感動を得る旅（体験・機会）とするための基本である「もてなしの心」と「気づかい」を忘れないようにするために設定します。

F② 実施者は、事前の準備を十分に行うとともに、募集の際に提示した事項を守りましょう。

### 【設定理由】

エコツアーは、参加費を得てサービスを提供するものです。参加者に満足を与える、新たな参加者やリピーターを獲得していくためには、十分なサービスを提供するための準備や、募集の際に提示した事項を守るなどの基本が重要であることから本ルールを設定します。

F③ 実施者は、ツアー開始時にスケジュールや目的について説明を行うとともに、ツアー終了時に総括と挨拶を行いましょう。

### 【設定理由】

参加者に安心してツアーを楽しんでもらうためには、一日のスケジュールを知らせておくとともに、ツアーの意義を高めるために目的について説明し、参加者の意識を高めることができます。さらに、ツアー終了時に目的を再確認しながら総括と挨拶を行うことにより、石鎚山系の自然や文化に対する理解等の促進が期待されることから、本ルールを設定します。

### 3) ルールを適用する区域

地域の全域で多様なエコツアーを行うことから、ルールを適用する区域は西条市、久万高原町の全域とします。

#### 4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

各ツアー実施者が行うツアーや取組みがルールに適合するよう次の方法でルールの実効性を確保します。

##### ① チェックリストの作成

ツアー実施者が、自らチェックできるよう、協議会にて本構想で定めたルールのチェックリストを作成し、紙媒体や電子データにて配布します。

##### ② エコツアー実施後のセルフチェック

ツアー実施者は、自らのツアーや関係する取組みがルールを守られていたかをチェックシートを用いてセルフチェックし、必要ならば内容を改善します。

##### ③ エコツアー開始前の参加者への説明

ツアー実施者は、参加者に対してツアーの開始前に、参加者がルールを理解できるようツアー中に守るべきルールの説明を行います。これによって参加者の理解を深め、より協力が得られるようにします。

##### ④ ルールの見直し

本構想の見直しに合わせて、本ルールの実効性や追加の必要性などを検討し、必要に応じて見直しを行います。また、本ルールによる自然観光資源の保全が困難と判断された場合には、特定自然観光資源への指定による立ち入り制限について検討します。

### (2) 案内（ガイダンス）及びプログラム

#### 1) 地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

石鎚山系が有する偉大な自然と歴史文化を基本としますが、石鎚の恵みを享受する流域や里地等を含めた地域全体に内在する多様な自然や文化を対象とし、多くの人に自然との触れ合いを通じた心の豊かさと感動を得る旅（体験・機会）を提供することを心がけます。

この考えに基づいて、石鎚山系の目指すエコツアーは、

「**石鎚の偉大な自然とその恵みを感じる旅（体験・機会）**」

とします。

また、石鎚山系エコツーリズムでは、地域の自然や文化をテーマとし、参加者や住民が地域の自然や文化の良さを再発見、再認識し、自然環境と文化の保全、継承に役立つことを原則としてエコツアーを実施します。

## 2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容

一般的な案内（ガイダンス）の方法には、直接参加者を案内する方法のほかに、解説板やパンフレットによる間接的な方法があります。本地域における案内の方法は、ガイドによる直接解説や、体験の指導をする方法を主としながら、補助的に間接的な案内方法も活用するものとします。

次に示すツアーは、すでに実施されているツアーのほかに、今後、実施が望まれるものも追加しています。

### ① 石鎚の偉大な自然を享受するツアー

西日本最高峰の石鎚山は、急峻な地形から、手つかずの自然が多く残っているほか、暖温帯から亜寒帯まで幅広い垂直分布を有し、固有種をはじめ、さまざまな動植物が生息・生育する西日本有数の自然の宝庫です。また、季節や天候、見る場所などによって多様な表情を見せてくれます。さらに、石鎚山周辺の山々も貴重な自然資源を有しています。このような魅力的な資源を活用します。

#### 【主なプログラム】

- ・固有種をはじめとする高山性植物を観察する
- ・森の小動物や野鳥を観察する
- ・ブナなどの巨木を訪ねる
- ・岩稜や渓谷の地質を観察する
- ・冬の樹氷や雪山での小動物の足跡を観察する
- ・スノーシュートラベル
- ・星空観察
- ・古道トレッキング

### ② 水辺の生き物や水の恵みに触れるツアー

当地域の大きな魅力の一つとして、源流域の渓谷美、中流域での泉やうちぬき、豊饒な下流域をそれぞれ生み出している石鎚山からの水の恵みがあります。  
これらの自然資源を見るだけでなく、水の恵みや動植物に触れ、川で遊び、楽しめるよう活用します。

### 【主なプログラム】

- ・激流と巨岩が作り出す渓谷美を鑑賞
- ・キャニオニング
- ・川辺や湿地の生き物観察
- ・うちぬきなどの湧水巡り
- ・干潟の生き物観察
- ・カヌーやS U P (Stand Up Paddleboard)

### ③ 里地や里山などの身近な自然を再発見するツアー

雑木林や田畠など、身近な里地・里山にも豊かな自然形態があります。これらを再認識して活用することで、新たな発見が生まれます。

### 【主なプログラム】

- ・里山の昆虫観察（植物観察）
- ・ホタル観賞
- ・里山ウォーク
- ・サイクリング（E-BIKE含む）

### ④ 伝統文化や生活文化、史跡などに親しむツアー

日本七霊山に数えられ、1,300 年以上も前に開山された石鎚山は、山岳信仰とともに地域の生活文化にも多大な影響や恩恵を与えてきました。この長い歴史に育まれてきた文化や遺産を活用し、先人への思いを新たにするきっかけとします。

### 【主なプログラム】

- ・ほら貝や鎖を体験し、石鎚の山岳信仰を知る
- ・世界有数の輝安鉱（きあんこう）を産出した市之川鉱山跡を巡る
- ・藩政時代に地元大保木地区で「銀納義民」と称され供養された治兵衛の遺徳を偲ぶ
- ・縄文時代の複合遺跡である上黒岩岩陰遺跡から当時の生活を偲ぶ
- ・茶摘みやこんにゃくづくり体験
- ・かずら細工や染物体験
- ・黒茶づくり体験

なお、エコツアーの企画・実施においては、これらの内容を組み合わせることも可能であり、参加者に楽しみや感動を与える要素を多く取り入れることが有効です。

また、ここに示したプログラムの内容は、当地域で実施する全てのプログラムではありません。当地域のエコツーリズムを発展させていくためには、これらを参考しながら、自然観光資源を活用した魅力的なプログラムがより多く増えることが望まれます。

### 3) 実施される場所

エコツアーで活用できる自然観光資源は、西条市内・久万高原町内全域に内在しています。基本方針の一つである「ふるさとの宝“石鎚”の自然と文化を後世に残し、その魅力を発信していくこと」を実現するために、地域の自然観光資源を掘り起こし、それを活かして当地域全域で実施していくものとします。

### 4) プログラムの実施主体

旅行事業者だけでなく、石鎚山系を主な活動場所とする団体等がプログラムの実施主体となります。

既に実施しているツアーをはじめ、今後より多くの住民団体やN P Oなどが、実施主体として幅広くエコツアーを企画・実施していくことを目指します。また、その際、できるだけ地域住民の参加・協力を得るよう心がけるものとします。

## (3) 自然観光資源のモニタリング及び評価

エコツアーで活用されている自然観光資源の状況について、保全の観点から、主にツアー実施者が継続的にモニタリングを行い、必要に応じてプログラムの改善を図ります。

なお、本構想では、自然観光資源だけでなく、ツアーの質や地域住民の方々の意識についても必要に応じてモニタリングを行い、地域への普及の度合いや課題などについて検討し、その結果は石鎚山系エコツーリズムやツアーのあり方（ルール）にも反映していきます。

### 1) モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は次に示す3つとし、各ツアー実施者や関係者は、ツアー実施時や下見時に気づいた点があれば、隨時協議会にメール等で報告します。

- ①ツアーで活用している動植物の生息地・生育地の状況
- ②山岳、海域環境
- ③史跡、伝統文化、生活空間、その他の状況

## <報告様式・記載例>

### ①ツアーデ活用している動植物の生息地・生育地の状況

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| ○報告者名（所属）                        |  |
| ○日時、場所                           |  |
| ○内容（例）                           |  |
| ・希少種の〇〇が盗掘されていた。警察への通報済み。        |  |
| ・外来種である〇〇が初めて確認された。              |  |
| ・ツアーカーの増加により、〇〇の群落内へのゴミ投棄が増えた。など |  |

### ②山岳、海域環境

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| ○報告者名（所属）                 |  |
| ○日時、場所                    |  |
| ○内容（例）                    |  |
| ・登山道の踏板が老朽化し、損壊の恐れがある。    |  |
| ・登山道の表土が流れ、浮石が多くなり歩行に危険。  |  |
| ・〇〇の成長で、展望台からの眺望が悪くなっている。 |  |
| ・〇〇浜で多数の漂着ゴミ確認。など         |  |

### ③史跡、伝統文化、生活空間、その他の状況

- |                                                |  |
|------------------------------------------------|--|
| ○報告者名（所属）                                      |  |
| ○日時、場所                                         |  |
| ○内容（例）                                         |  |
| ・地域住民の方より「ツアーパートナーが勝手に敷地内に入って写真を撮影していた」との苦情あり。 |  |
| ・〇〇の壁に落書き（破損）発見。                               |  |
| ・畑の踏み荒らしが見受けられた。など                             |  |

## 2) モニタリングに当たっての各主体の役割

協議会 → モニタリングの情報収集、編集、公表

ツアーリスト・関係者全般 → 現場情報の報告

参加者 → モニタリングへの参加

各関係団体 → 各専門の見地から情報提供等

有識者・専門家 → 各専門の見地から評価及び改善方法の提案

行政（国、県、市町） → モニタリングの結果を受け、必要な対策を調整

### 3) 評価の方法

上記の方法で得られた情報を基に専門家の意見聴取が必要と判断された場合、協議会から該当する分野の専門家に評価および改善方法の提案を依頼し、その結果を踏まえて協議会で対策の実効策等について検討します。

(検討内容)

- ・自然観光資源の存続上の問題の有無
- ・ツアーの実施による影響の有無と程度
- ・対策の方向性・内容

### 4) 専門家や研究者などの関与の方法

協議会において専門家の意見聴取が必要と判断された場合に、協議会から提出された情報を基に評価を行い、必要に応じて改善方法を提案します。

### 5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリングの評価結果から検討される対策の程度によって、反映方法を以下の3つに分類します。

①個別のツアー実施方法の改善により対処が可能なもの

協議会が、ツアー実施者に対して必要な対策について周知・指導する。

②ツアー実施者同士の調整が必要なもの

協議会が、ツアー実施者同士の話し合いの場を設けて検討・調整する。

③ツアー実施者や協議会では対応が困難なもの

協議会、ツアー関係団体などから関係機関へ働きかける。または、特定自然観光資源への指定も検討する。

## (4) その他

### 1) 主な情報提供の方法

主に、次の方法により、石鎚山系エコツーリズムに関する情報を地域内外に幅広く提供していきます。

①自治体の広報誌

ツアーの案内やエコツーリズムに関する知識やルールを広く情報提供します。

## ② 案内チラシ

エコツーリズムやツアーの案内チラシを作成・配布して、ツアー参加者を募集します。

## ③ ホームページ

協議会や関係自治体等のホームページを通じて、エコツアーの案内をはじめとする各種の情報提供を行います。また、必要に応じて環境省のエコツアー総覧をはじめとする他のホームページを活用します。

## ④ マスコミや協力団体の機関誌など

新聞やテレビなどのマスメディアに取り上げてもらうよう働きかけます。また、雑誌や協力団体の機関誌などへのエコツアー掲載を積極的に進めます。

## ⑤ その他

主務省庁に対して、エコツーリズム推進法第7条第1項に基づく積極的な広報を依頼するとともに、観光関係者への情報提供にも努めます。

## 2) ガイドなどの育成及び研鑽の方法

参加者の満足度の高い、魅力的なエコツアーを継続的に実施していくためには、ツアーのガイドは非常に重要です。また、ツアーの質を高めていくためには、商品企画力やマーケティングの知識のほか、安全管理やリスクマネジメント能力なども必要となります。このほか、地域の自然観光資源を組み合わせ、人材をまとめるコーディネーターや新しいプログラムを生み出し、統括するプロデューサーなどを担う人材が必要です。

そこで、当協議会や自治体等が主体となり、次のようなガイドやコーディネーターなどの人材育成及び研鑽を行います。

### ① エコツアーガイド養成講座の実施及び認定制度の創設

ガイドとなる人材を育成することを目的として、養成講座を実施します。また、独自の認定制度を設けることにより、ガイドのより一層の資質向上に努めます。

### ② エコツーリズム講習会・交流会

ガイドやコーディネートなどの技術や安全管理技術の習得、課題の共有などを目的としたエコツーリズム講習会や交流会を実施します。

### **3) 住民参加を推進する方策**

基本方針2及び3に示された“人との交流”や”地域が活力を維持できる仕組み”を実現するために、住民に参加してもらうエコツアーや地元にお金が落ちるようなコース設定にできるだけ配慮し、交流や参画を進めます。

### **4) 新規参入事業者への対応**

協議会は、現場で生じている課題等を共有し、話し合う場づくりに努めます。また、新規参入を推奨しますが、新規事業者に対しては、本構想の順守を求めることとします。

## 4 自然観光資源の保護及び育成

### (1) 特定自然観光資源

本地域の自然観光資源は、石鎚国定公園をはじめ、皿ヶ嶺連峰県立自然公園や四国カルスト県立自然公園に指定され、関係法令等により概ね保全が図られていると判断されることから、特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、既存の法令等では自然観光資源の保護が難しいと判断される状況が生じた場合は、特定自然観光資源の指定を検討します。

### (2) その他の自然観光資源

#### 1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に記載されたルールを関係者が順守するとともに、保護に必要な取組みを進めることで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護・育成に努めます。また、モニタリングの結果に基づき、より一層の保護や育成の対策が必要であると判断された場合は、専門家等の意見を踏まえて協議会において対応を協議し、関係者の協力を得て改善を図ります。

#### 2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画

自然観光資源に関する主な法令及び計画を以下に示します。

自然観光資源に関する主な法令及び計画

法令	・自然公園法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・森林法 ・国有林野の管理経営に関する法律 ・文化財保護法 ・河川法 ・都市計画法
	・愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例 ・愛媛県県立自然公園条例 ・愛媛県自然環境保全条例 ・西条市環境基本条例 ・愛媛県文化財保護条例 ・西条市文化財保護条例 ・久万高原町文化財保護条例 ・久万高原町みどりのふるさと環境条例 ・西条市河川の清流を守る条例
計画	・第三次えひめ環境基本計画

## 5 協議会の参加主体

### (1) 協議会に参加する者の名称、その役割分担

推進協議会では、お互いの共通理解のもとに合意形成を図っていきます。各構成団体は、お互いに協力しながらそれぞれの取組みを主体的に実施していきます。

また、関係者間の情報共有を図るとともに、外部に対しても積極的に情報を発信していきます。推進協議会に参加する者の名称等は次のとおりです。

#### 【役員】

会長	愛媛県県民環境部環境局自然保護課長
副会長	西条市産業経済部観光振興課長
副会長	久万高原町ふるさと創生課長
監事	愛媛県山岳・スポーツクライミング連盟会長

#### 【会員】(39団体)

	主な役割
株式会社石鎚観光	----エコツアーの実施
石鎚山系エコツアーガイド俱楽部	----エコツアーの実施
石鎚山系レクレーションの森保護管理協議会	----指導・助言
石鎚登山ロープウェイ株式会社	----エコツアーの実施
特定非営利活動法人石鎚森の学校	----エコツアーの実施
株式会社伊予銀行	----情報発信
株式会社エス・ピー・シー	----情報発信
株式会社愛媛銀行	----情報発信
愛媛県	----推進管理
一般社団法人愛媛県観光物産協会	----情報発信
愛媛県勤労者山岳連盟	----指導・助言
愛媛県山岳・スポーツクライミング連盟	----指導・助言
愛媛県信用農業協同組合連合会	----情報発信
株式会社愛媛新聞旅行	----エコツアーの実施
愛媛大学山岳会	----指導・助言
えひめ森の案内人会	----エコツアーの実施
面河渓を愛する会	----指導・助言
面河地区地域運営協議会	----エコツアーの実施
株式会社近畿日本ツーリスト中国四国松山支店	----エコツアーの実施
久万高原町	----推進管理
一般社団法人久万高原町観光協会	----情報発信
久万高原町商工会	----情報発信
グッドリバー株式会社	----エコツアーの実施

西条市	----推進管理
一般社団法人西条市観光物産協会	----情報発信
特定非営利活動法人西条自然学校	----エコツアーの実施
西条商工会議所	----情報発信
株式会社 J T B 松山支店	----エコツアーの実施
四国森林管理局愛媛森林管理署	----指導・助言
四国旅客鉄道株式会社ワープ松山支店	----エコツアーの実施
株式会社ソラヤマイしづち	----エコツアーの実施
株式会社農協観光愛媛支店	----エコツアーの実施
B-shop OCHI 株式会社	----エコツアーの実施
株式会社フジトラベルサービス	----エコツアーの実施
名勝古岩屋を守り育てる会	----指導・助言
山のボランティアネットワーク	----指導・助言
株式会社U m i q u e	----エコツアーの実施
株式会社リクルートライフスタイル	----情報発信
一般社団法人をかしや	----エコツアーの実施

※五十音順（令和3年5月現在）

## 6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

### (1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

第三次えひめ環境基本計画において、愛媛県は、環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進のため「学校における環境教育の充実」「地域における環境学習の充実」「環境に関する体験学習の機会の充実」等を掲げ、地域の資源を学習素材として積極的に活用することや環境に関する多様な体験学習の機会と情報提供の充実を図ることとしています。地域の重要な資源である自然とふれあう体験は、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育む重要な学習機会の一つになるとと考えています。

については、次に示す方法により、エコツーリズムを環境教育に役立てます。

#### 1) 案内（ガイダンス）及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場としての活用と普及啓発を図るため、エコツアーカーの案内及びプログラムの実施にあたっては、

- ①エコツアーカー実施者自体もガイド研修（認定制度）の受講等により自然環境問題に関する理解を更に深める
- ②参加者に自然環境問題について考える機会を提供する
- ③自然環境への負荷が低いエコツアーカーの実施によって自然環境保全意識の向上を図る

ことに留意します。

#### 2) 地域住民に対する普及啓発の方法

地域住民に対し、自然環境問題への理解を深め、石鎚山系の豊かな自然環境が地域のかけがえのない宝であることを改めて認識してもらうために、地域の自然観光資源発掘や補助的な役割でエコツアーカーの実施に関わってもらうなど、できるだけ多くの地域住民がエコツアーカーに関わる機会を心がけます。

また、子どもたちにも自然環境への理解を深めてもらうため、子ども向けのプログラムづくりも実施します。

## (2) 他の法令や計画との関係及び整合

### ○主な関連法令

エコツアーでのフィールド利用については、下記の関係法令に配慮しながら、実施します。

- ・自然公園法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・森林法
- ・国有林野の管理経営に関する法律
- ・文化財保護法
- ・河川法
- ・都市計画法
- ・愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例
- ・愛媛県県立自然公園条例
- ・愛媛県自然環境保全条例
- ・西条市環境基本条例
- ・愛媛県文化財保護条例
- ・西条市文化財保護条例
- ・久万高原町文化財保護条例
- ・久万高原町みどりのふるさと環境条例
- ・西条市河川の清流を守る条例

また、エコツアーを実施する際には、下記の関係法令を順守します。

- ・旅行業法
- ・道路交通法
- ・道路運送法

## ○関連する計画等

下記のような県、市町の計画等がありますが、いずれもエコツーリズム推進の方向性と合致しています。

西条市総合計画	<p>第2章 施策の大綱</p> <p>2 豊かな自然と共生するまちづくり      (4) 環境資源を活かした地域づくり</p> <p>本市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かし、対外的にアピールをすることにより、地域のイメージの向上を図ります。</p> <p>恵まれた水資源については、水を活かした都市環境の形成をさらに推進し、「水の都」の魅力をアピールします。</p> <p>また、<u>石鎚山系などの自然環境を利用したエコツーリズムの推進を支援します。</u></p> <p>さらに、省エネルギーや新エネルギーの利用を推進し、地球温暖化の防止や環境への負荷の少ない地域社会の形成を目指します。</p>
久万高原町総合計画	<p>第3章 土地利用構想</p> <p>3. 観光・レクリエーションゾーン</p> <p>本町の観光資源の魅力を一体的に向上させるため、「高原ブランド」の確立を推進し、観光ゾーンの機能強化に努めるほか、観光施設の整備や未利用資源の開拓、多彩なイベントの開催など、<u>豊かな自然環境・景観、貴重な歴史資源や風土とふれあえる多様な観光・レクリエーションの場の整備を進め</u>、交流人口の拡大を目指します。</p> <p>また、訪れた観光客に対しては、積極的に町の情報提供や特産物の販売を行い、さらには郷土料理を堪能できる施設などの整備も検討します。</p>
愛媛県長期計画 アクションプログラム編	<p>施策 51 豊かな自然環境と生物多様性の保全</p> <p>主な取組み</p> <p>2 <u>環境と調和したエコツーリズム等の推進</u></p> <p>本県の魅力あふれる自然を生かしたエコツーリズムについて、各種媒体により情報発信するとともに、市町、エコツアーアイテム事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、<u>エコツーリズムの普及に努めます。</u></p> <p><u>特に石鎚山系を有する地域において、引き続き県下の優良モデルとするべく、エコツーリズム等を推進するための人材育成やツアープログラムの開発支援、ヒルクライムのブランド化支援、エコイベントの開催、トイレの維持管理等に取り組み、地域の活性化と自然環境保全の両立を図ります。</u></p>

愛媛県長期計画 地域別計画東予地域	<p>2 地域資源を生かした魅力ある観光交流圏の創造  <u>自然環境の保全とエコツーリズムの推進</u>  <u>加茂川・中山川河口に広がる県下最大の干潟、石鎚・赤石山系の山々、瀬戸内しまなみ海道周辺の島々など、かけがえのない豊かな環境とそこに生息する希少生物を保護するため、自然環境の保全やその魅力を生かしたエコツーリズムの推進に努めます。</u></p>
愛媛県長期計画 地域別計画中予地域	<p>1 人・モノ・情報のネットワークづくり      交流による魅力とにぎわいの創出  <u>農山漁村でのグリーン・ツーリズムや石鎚山系等でのエコツーリズムの定着、団体旅行から個人旅行への観光形態の変化、中山間地域へのアクセス網の整備、さらにはサイクリング、ランニング、ウォーキングなどのスポーツを通じた健康志向の高まりなどを踏まえ、中予地域の自然、歴史、文化、施設などの地域資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ルートやサイクリングコース等の充実を図るほか、これらの魅力のPR強化に努めます。</u>  <u>また、更なる外国人観光客の増加に向けて、安全・安心な観光地づくりに取組み、広くアピールすることで、外国人に選ばれる地域としての魅力度を高め、国際観光の振興を図ります。</u>  <u>これらの施策をはじめ、異なる分野の交流により新たな価値や活動を生み出す施策を展開して、更なる魅力とにぎわいの創出につなげます。</u></p>

IV 観光振興に関する重点テーマと施策の体系	<p>1. 愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上</p> <p>(1) 愛媛ブランドの確立（オンリーワン愛媛）</p> <p>④新たな観光資源の発掘とストーリー化</p> <p>本県の海・山・川の豊かな食材や、ご当地グルメを活用するなど、食を切り口とした誘客活動を行います。</p> <p>また、<u>平成27年に国定公園指定60周年を迎えた西日本最高峰の石鎚山の更なる魅力の創出とブランド力の向上を図るなど、関係市町との連携のもと、愛媛の山観光の推進を図るほか、幅広い視点からオンリーワン愛媛の発掘とブラッシュアップに努めます。</u></p> <p>&lt;施策の展開&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・愛媛の食のブランド化（ご当地グルメのストーリー化等）</li><li>・<u>愛媛の山のブランド化</u></li><li>・<u>石鎚山、遍路、産業遺産等の特徴的な資源のブランド化の推進</u></li><li>・ブランド力向上につながる登録制度等の活用</li><li>・東予東部地域や<u>山岳地域等</u>の素材の発掘、ストーリー化等</li></ul> <p>(2) 観光資源の魅力向上</p> <p>⑥滞在型観光・ニューツーリズムなど多様な観光の推進</p> <p>県内全域での旅行者の滞在日数の拡大を図るため、滞在型観光を推進します。</p> <p>また、近年、これまでの物見遊山的な観光の枠を超え、テーマ性の強い観光が増え、様々なニューツーリズムや産業観光、アニメ・漫画等を活用した誘客等の取組みも生まれていることから、<u>ニューツーリズムなど多様な観光を推進するとともに、多人数の宿泊や滞在により大きな経済波及効果を生み出すMICE誘致にも取り組みます。</u></p> <p>さらに、観光客の様々な宿泊ニーズに対応するため、しまなみエリアや南予地域等において農林漁家民宿等を活用するなど、宿泊形態の多様化に向けた検討を行います。</p> <p>&lt;施策の展開&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・滞在型観光の推進</li><li>・グリーンツーリズム、<u>エコツーリズム</u>、ヘルツーリズム、<u>スポーツツーリズム等の推進</u></li><li>・アニメ、漫画、ゲーム等を活用した誘客促進</li><li>・産業観光の拡充</li><li>・MICE、修学旅行等の誘致促進</li><li>・農林漁家民宿やゲストハウス等を活用した多様な宿泊の推進等</li></ul>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

愛媛県過疎地域持続的発展方針	<p>1 基本的な事項</p> <p>(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方針</p> <p>ア 産業の振興及び雇用の拡充</p> <p>第1は、若者に魅力ある産業の振興及び雇用の拡充である。</p> <p>まず、過疎地域の基幹産業である農林水産業については、地域の実情に応じた生産基盤の整備、消費者ニーズに対応した高付加価値・高収益農産物の生産、農商工連携や6次産業化への取り組み、生産性の向上及び経営の合理化、個性的で競争力のある銘柄产地の形成や新たな流通システムの確立や販路開拓を推進して、魅力と競争力のある農林水産業の育成を図る。また、後継者としてだけではなく、地域の持続的発展のけん引者としての、多様な担い手の確保・育成を図る。</p> <p>次に、地場産業については、各地域の特産物等の資源の有効活用、新商品開発や高付加価値化、複合的経営手法の導入、人材の確保・育成などにより、地場産業や伝統産業の持続的な振興及び活性化に努める。</p> <p>そして、道路等の交通通信体系や産業団地の整備、産学官による連携強化を図るなど産業立地の条件を整え、地域の発展の核となる雇用吸収力のある先端技術産業を誘致するとともに、過疎地域においても、地域密着型ビジネス、農業生産法人や企業など多様な主体による地域資源を活用した農商工連携や6次産業化など、農林漁業者と中小企業者の連携によるビジネスなどの起業化の促進やそのために必要な人材育成に努める。</p> <p>さらに、<u>地域の歴史・文化・自然を活かした個性的で特色ある観光資源の発掘・育成、広域観光ルートの開発・P Rなど、交流新時代における観光・レクリエーション産業の振興や産業、雇用の創出につながる森林資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築に努める。</u></p> <p>なお、<u>これら産業の振興に当たっては、森林や農地の有する多面的機能を考慮し、自然環境との調和に十分配慮する。</u></p> <p>ウ 都市地域と過疎地域の交流促進</p> <p>第3に、都市地域と過疎地域が機能的に相互に補完し合うとともに、広域的な連携を視野に入れた地域に活力もたらす開かれた地域間交流の促進である。過疎地域を、自主創造的な余暇活動の場、あるいは、活力充足や心身の癒しの場、また、体験・ふれあいの場、居住の場として、他地域との産業・文化・観光等の各分野における交流を活発に展開する。<u>豊富な自然や貴重な歴史的・文化的遺産等を活用し、テーマ性や物語性のある個性的で多彩な観光・レクリエーションづくりを実施するとともに、イベントや地域の祭の活用のほか、広域観光ルートの形成及びこれらの情報の発信を県内外に行うなど、人・もの・情報の流れを拡大し、地域の活性化を推進する。</u></p>
----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p><u>さらに、地域の多彩な自然を生かし、グリーン・ツーリズム等滞在・体験型の広域観光ルートの開発・PRなどに努め、交流人口の拡大を図る。</u></p>
第三次えひめ環境 基本計画	<p>第4章 施策の展開 II 目指すべき3つの社会の実現 ③生物多様性の保全と自然共生社会の実現 1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進 (2) 環境と調和したエコツーリズム等の推進 本県の豊かで恵まれた自然環境の持続可能な利用を進めるために有効な手段であるエコツーリズムについて、各種媒体により発信するとともに、市町、エコツアーカンパニー、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。</p>

### (3) 農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

#### 1) 農林水産業などとの連携方策

ツアーミュージアム実施者は、農業体験や林業体験のプログラム造成にも努めるとともに、本地域及び周辺地域で産出される農林水産物のツアーハウスへの活用を図ります。また、参加者の飲食やお土産購入に地元産品を勧めるよう心がけます。

その際、商品の特徴や良さを説明することで、参加者が納得して購入することができ、地域振興にもつながります。

#### 2) 配慮事項

ツアーミュージアム実施者や参加者は、他人の所有地や農地、林地への無断立ち入りはしないよう注意します。また、河川で魚類の観察する場合なども、漁協などの関係団体へ事前に相談のうえ、漁業権などのルールに従って利用します。

また、土地所有者の理解を得たうえで登山道の管理者を明確にし、登山道の維持管理等に努めます。

### (4) 地域の生活や慣習への配慮

ツアーミュージアム実施者及び参加者は、エコツアーや地域住民の生活文化に悪影響を及ぼさないような配慮が必要です。

- ①実施者は、住民の生活の場で行われるエコツアーやツアーハウスの場合は、ツアーミュージアムの実施日時や目的について事前に地域住民に説明し、ツアーハウスへの理解を得るようにします。
- ②実施者、参加者とともに、地域の伝統文化を尊重し、エコツアーやツアーハウスでの活用が伝統文化を変えないように留意します。

### (5) 安全管理

参加者や実施者の安全確保は最も重要であり、万全の準備をするため、本構想のルールにも示してあるように、以下の対策を実施します。

- ①実施者は、傷害保険、賠償責任保険に加入し、補償内容を参加者に事前に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を明確にします。
- ②実施者は、事前に下見をして、ツアーハウス中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するルート変更を行います。また、ツアーハウス開始前や実施中には、発生する可能性がある危険を参加者に説明し、注意を喚起するとともに、必要な資材を準備し、ツアーハウス中の参加者の安全を確保します。
- ③実施者は、ツアーハウス中のがや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意します。
- ④実施者は、参加者に適切な服装と持ち物の用意を事前に伝えます。
- ⑤実施者は、野外における救急法などの講習会に積極的に参加し、安全管理の知識、技術の向上に努めます。

⑥ツアーラートとなる主な登山道の管理者を明確にし、維持管理を行う等、参加者に対する安全の確保を進めます。

## (6) 全体構想の公表

本構想の作成、変更・廃止を行ったときは、ホームページなどで周知するとともに、主務大臣へ報告します。

また、必要に応じて、関係自治体での閲覧や説明パンフレットの配布などにより広く公開する方法も検討します。

## (7) 全体構想の見直し

概ね5年ごとに点検を行い、見直しを行います。ただし、早急に見直すことが必要と判断される場合には、適宜見直しを行います。